

事務連絡
令和2年5月吉日

関係各位

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

名古屋市浄化槽調書の用紙変更について

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
日ごろは当協会に対しまして、ご指導ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和2年6月1日から、名古屋市浄化槽指導要綱の改正に伴いまして
下記の通り、浄化槽調書の用紙および販売価格を変更いたしますのでよろしく
お願ひいたします。

なお、現行の用紙は当分の間、使用していただけます。
また、確認申請を伴わない場合は、設置届を環境薬務課のホームページより
ダウンロードしていただくことになり、浄化槽調書は不要となります。

記

	種類		料金
旧	名古屋市浄化槽調書一式(調書4枚複写 +設置通知書はがき)	会員料金	160円
		非会員料金	210円
新	名古屋市浄化槽調書一式(調書5枚複写) ※設置通知書含む	会員料金	200円
		非会員料金	250円

以上

※改正後の名古屋市浄化槽指導要綱および設置手続きのフローを別添いたしま
す。

連絡先：（一社）愛知県浄化槽協会
事務局 加藤
電話：052-481-7200

2 淨化槽管理者は、法第11条の2第2項に規定する浄化槽使用再開届（環境省令第1号の2様式）に使用開始直前に行った保守点検の記録を添付して保健所長宛て提出する。

（工事報告）

第4条 建築基準法第6条第1項及び第18条第2項に基づき浄化槽の設置の届出をした者は、工事完了後速やかに浄化槽工事報告書を住宅都市局又は指定確認検査機関へ提出する。

（検査結果の報告等）

第5条 指定検査機関は、7条検査及び法第11条に定める水質検査（以下「11条検査」という。）の結果が「不適正」であり、早急に措置を講ずる必要があると認めるときは速やかにその旨を保健所長へ通報する。

2 指定検査機関は、毎月の検査結果について翌月5日までに保健所長へ報告する。

（清掃業の許可の申請手続）

第6条 浄化槽清掃業の許可を受けている者が、引き続き許可を受けようとするときは、許可の有効期間満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に許可申請手続を行う。

（保守点検受託報告書）

第7条 浄化槽保守点検業者は、前年度の保守点検受託状況をまとめ、毎年4月15日までに浄化槽保守点検受託報告書（第5号様式）により保健所長へ報告する。

（浄化槽管理士の専属専任）

第8条 浄化槽保守点検業者は、次の各号のいずれにも該当する条例第9条第1項の浄化槽管理士を置かなければならない。

- (1) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- (2) 当該営業所の専任であること。

（資格を証する書類の携帯）

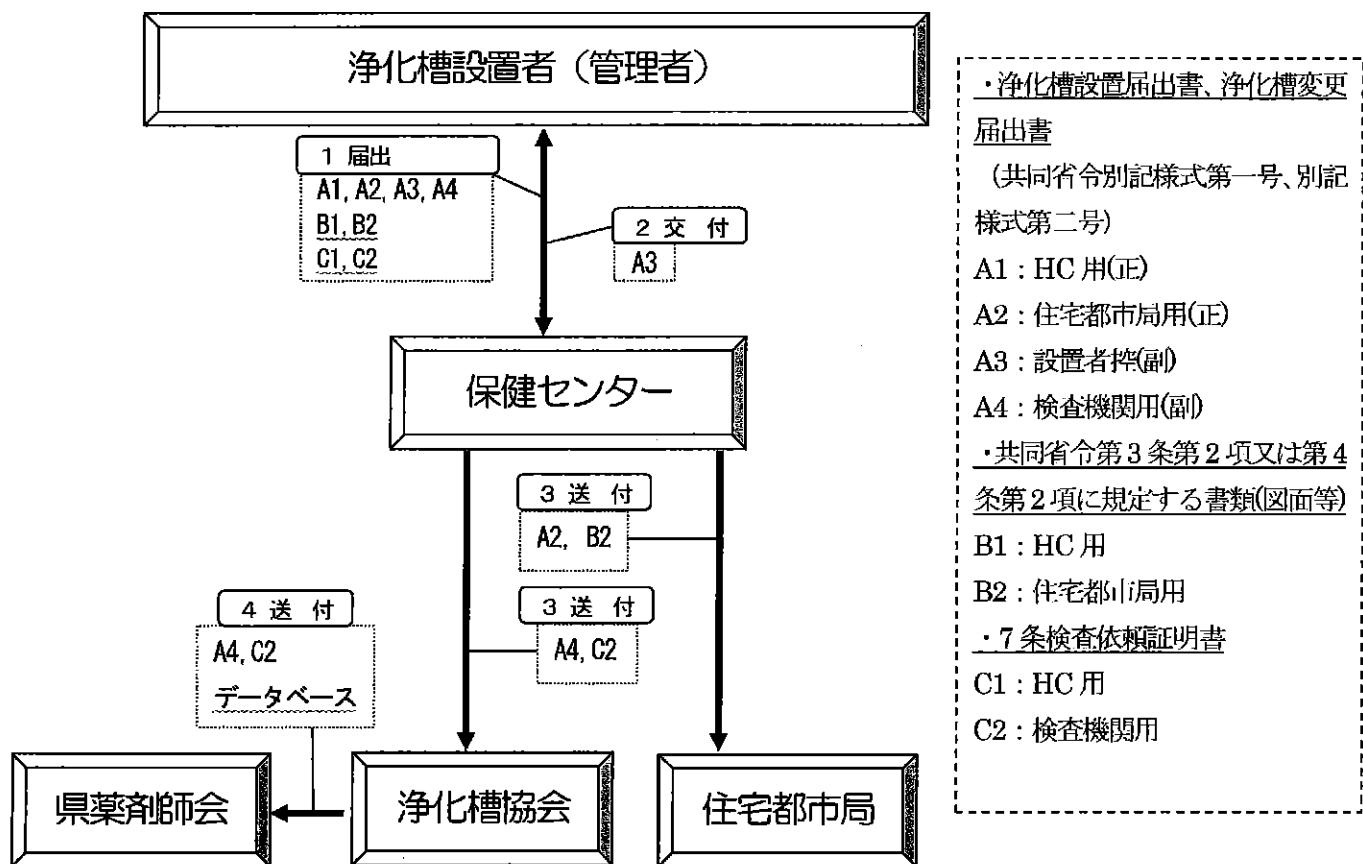
第9条 浄化槽保守点検業者は当該浄化槽管理士に、浄化槽管理士免状若しくはその写し又は公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士証を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者は自らこれらを携帯しなければならない。

（浄化槽管理者等への連絡）

第10条 条例第10条第2項に規定する管理者に対して連絡する必要な事項は、次に掲げる事項とし、連絡は書面により行う。

- (1) 浄化槽の保守点検の結果
- (2) 浄化槽の清掃をすべき時期
- (3) 7条検査又は11条検査を受けるべき時期

浄化槽設置手続きのフロー（浄化槽法第5条第1項に基づく届出）



浄化槽設置手続きのフロー（建築基準法第6条第1項に基づく申請）

